

「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」について （概要）

1. 経緯

厚生労働省は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成16年11月30日通達。以下「ガイドライン」という。）を策定し、個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について指針となる事項を定めることにより、福祉関係事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図ってきた。

同様に各省庁においても、所管分野に係る個人情報保護に関するガイドラインを制定していたが、平成20年の「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」（平成20年7月25日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）において、各省庁が事業分野ごとに定めている指針につき、各分野の特性・独自性に依拠する部分を除いてもなお統一的でない部分については、内閣府の示す方針に沿って各省庁がガイドラインを定めることとされた。

このため、今般、当該申合せに基づき、申合せで示された「標準的なガイドライン」に沿って、新たな告示として、「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」を策定する。

2. 内容

題名を「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」とし、本文は標準的なガイドラインに沿った内容とする。なお、現行の指針の内容は、原則としてそのまま受け継ぎ、改正後の指針の案文については別添の通り。

3. 公布日等

交付日：平成25年3月末（予定）

適用日：平成25年4月1日（予定）